**令和7年度佐賀県サイクルツーリズム推進事業費補助金**

【**募集要領**】

１ 事業の目的

本補助金は、佐賀県のもつ自然、文化、食といった観光資源を活かしたサイクルツーリズムを実施する事業に対する経費の一部を助成することによって、オープンエア佐賀をより一層発信し、県内の観光振興を促進することを目的とする。

２ 対象事業

 対象事業は、以下とする。

 ・サイクリスト受入環境整備事業（但し、旅行商品造成事業と同時申請を要する）

　・旅行商品造成事業

　・サイクルツーリズムイベント事業

事業例：

・レンタサイクル付きの宿泊プランやレンタサイクルを利用したアクティビティ体験

・地域の観光地を巡るコースを設定し、各スポットで特産品を提供するなどローカルコンテンツを

含めた募集型のサイクルライドイベント

３ 補助対象となる事業者

今回募集する補助金の補助対象となる事業者は、以下のとおりとする。

ア　県内の地方公共団体

イ　県内各観光協会等

ウ　佐賀県内に本社・本店を有する中小企業

エ　佐賀県内に所在する公益法人および特定非営利活動法人

４ 応募資格要件

本事業に応募できる者は、次の要件の全てを満たす団体とする。

なお、応募資格要件の確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

（１）自己または自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

ウ　自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（２）前号のアからカに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他団体又は個人でないこと。

（３）県税の未納がないこと。

５　交付の対象事業区分、対象経費及び補助率（補助額）

対象経費は、以下の通りとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 対象経費 | 補助金額 |
| １．サイクリスト受入環境整備事業 | サイクルツーリズムを実施するため、以下の自転車の購入及び宿泊施設等におけるサイクリスト受入環境整備に要した経費のうち、委託料、需用費、使用料、賃借料、その他知事が認める経費。同一事業者の申請は過年度含めて３回までとする。なお、申請に当たっては、２．旅行商品造成事業を合わせて申請することを要する。（１）クロスバイク（２）ロードバイク（３）e-bike（電動アシスト付きスポーツバイク）（４）ミニベロ（５）その他サイクルツーリズムに適した自転車及びアクセサリ（６）サイクリストを受け入れる環境を整えるための備品等（室内サイクルラック、自転車カバー等）（７）自転車の貸出・メンテナンスに係る運営を外部に委託する場合の委託費（初年度のみ） | 60万円又は、補助に要した経費に2/3を乗じて得た額のいずれか低い方 |
| ２．旅行商品造成事業 | サイクルツーリズムにより地域の観光振興を図ることを目的に、以下の商品造成、販売促進に要した経費のうち、委託料、報償費、需用費（直接関係のある消耗品、広報・印刷経費）、使用料、賃借料、その他知事が認める経費。　なお、サイクルツーリズムによる観光振興を促進するため、地域での消費、明確な販路の創出を目的としていることから、単なるレンタサイクルの利用を主たる目的とするもの（例として、ルート策定、マップ作成のみの事業など）は含まない。　また、既にある旅行商品を改善し、又は販路拡大のための情報発信等（デジタルマーケティング等を活用し、ターゲットに届く手法であること）に要する経費も対象とする。　なお、旅行商品は、専門的なアドバイス等により造成すること。（１）自転車ガイドツアー（２）レンタサイクルに商品券等を追加したセット商品（３）宿泊や日帰り（食）と自転車がセットになった旅行商品（４）その他知事が認めるもの※旅行商品を造成の際には、旅行業法に抵触しないよう留意すること。造成しようとする旅行商品に運送や宿泊のサービスが含まれる場合には、申請書に旅行業法の許可を得ていることが証明できる資料（登録通知の写し等）を添付すること。 | 90万円又は、補助に要した経費に2/3を乗じて得た額のいずれか低い方 |
| ３．サイクルツーリズムイベント事業 | イベントを通じて地域のサイクルツーリズムを県内外に発信することを目的に、イベント開催に要した経費のうち、委託料、報償費、需用費（直接関係のある消耗品、広報・印刷経費）、使用料、賃借料、その他知事が認める経費。なお、単発（単年度限り）のイベントではなく、継続的な事業の促進のために実施することを要する。なお、同様のイベントに対する補助は1回限りとする。 | 100万円又は、補助に要した経費に2/3を乗じて得た額のいずれか低い方 |

※交付決定日よりも前に発注、購入、契約等を実施したもの、補助対象経費として明確に区分できない経費は補助対象外とする。

※令和8年２月10日（火）（又は事業完了日のいずれか早い日）までに支払われた経費が対象となる。

６　受付期間

令和7年4月30日（水）～（予算達成次第終了）

※受付時間8：30～17：15（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

※郵送、電子メール又は持参により受け付ける。

7　提出先及び問い合わせ先

〒840-8570（住所の記載は不要）

佐賀県 地域交流部　文化・観光局　観光課　観光企画担当（新館11階）

Tel 0952-25-7386（直通）

E-Mail kankou@pref.saga.lg.jp

８　提出書類

・応募申請書（制度要綱様式第１号）

・事業計画書（別紙１）

・収支予算書（別紙２）

・誓約書

・事業者の事業概要がわかる資料（会社概要やパンフレット等）

※様式第１号、別紙１及び別紙２は、電子メールにより電子データも併せて提出すること。

９ その他

（１）提案事業の審査

応募された事業は、随時審査会（予備審査含む）での書類審査により、採択者を選定する。事業の内容について、三つの評価項目（①事業内容、②業務遂行体制、③事業の継続性）により総合的に審査を行う。なお、審査の内容及び経過等については公表しない。

（２）採択結果の通知

採択結果については、審査会後に応募者あてに通知する。

なお、採択者は、佐賀県サイクルツーリズム事業費補助金交付要綱等に基づき、別途、交付申請の手続きを行う必要がある。

（３）費用負担

応募に要する費用は、すべて応募者の負担とする。

（４）交付対象事業の検査

県は事業の進捗確認のための中間検査、事業完了後の検査など事業の執行について確認を行う。

（５）事業完了後の留意点

補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後５年間保管すること。また、交付対象事業によって取得した財産の処分については事前に手続が必要であるため、留意すること。

加えて本事業の申請者に対し、補助金活用の効果等を把握するためのアンケート調査やヒアリング調査を随時実施する場合があるため、留意すること。